

令和7年5月1日

保護者の皆様

杉並区立杉並第二小学校

校長 新井 晶子

特別警報等発令時の登下校時の安全について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、杉並区では特別警報等が発令された際、以下の基準により、登校を判断していただくことになっています。ご理解の程、よろしくお願いします。

1 登校前の対応（（2）～（4）についてはメール配信にて連絡します。）

- （1）午前6時までに、気象庁による発表で（NHKの通常放送、杉並区HP、TVデータ放送等）において、杉並区内に警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発表されているときは、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- （2）警報が午前7時30分までに解除されたときは、通学路の安全を確認しながら、登校させてください。（遅刻扱いにはいたしません）
- （3）午前7時30分現在、警報がまだ発表中のときは、臨時休校又は時差登校とします。
- （4）警報が発表されていなくても、風雨が強い場合、また、がけ崩れや出水、雷、等で登校に危険が感じられるときは、登校を見合わせてください。登校ができる状況になってから、登校させてください。（遅刻扱いにはなりません）

警報処置	午前7時30分までに	解 除	解除後登校（平常授業）	給食実施
	午前7時30分現在	発表中	臨時休校又は時差登校	

2 登校後の対応

- （1）危険が予想されるときは、学校で待機させます。
- （2）風雨等がおさまった時点で、教職員が付添い、方面別に集団下校させます。
- （3）児童の登校後、もし警報が発令され緊急に帰宅が必要になった場合は、集団下校などにより自宅近隣まで下校させます。ただし、保護者の方が、交通事情や仕事の都合などで、帰宅が困難な家庭や（自宅へ緊急下校に困るような場合）、自宅が留守の家庭は、児童を学校で待機させておくこともあります。

※ お知らせが必要だと考えたときには、tetoruでお知らせします。また、迎えが必要な場合は、引き取られる方がいらっしゃるまで学校でお預かりします。